

第 24 回みやぎ木造住宅コンクール審査要領

1 目的

この要領は、第 24 回みやぎ木造住宅コンクール実施要領に定める審査に関して必要な事項を定める。

2 審査体制

審査は、審査会においてこれを行う。

(1) 審査会は、次の 6 名の委員をもって構成する。

氏 名	所 属 職 名	摘 要
奥 山 和 典	「地域優良住宅」在来工法の会会長	審査委員長
大 信 田 知 英	宮城県水産林政部林業振興課長	
岩 崎 力 久	宮城県土木部住宅課総括課長補佐	
鎌 内 誠 次	(一社) 宮城県建設職組合連合会会長	
永 野 ますみ	株式会社 構 建築設計事務所	
佐 藤 好 昭	宮城県木材協同組合専務理事	

(敬称略：順不同)

(2) 審査会に委員長を置き、奥山和典（「地域優良住宅」在来工法の会会長）がこれを務める。

(3) 委員長は、審査会の座長を務め、委員の意見を総括する。

3 審査方法

審査会において、4 に定める審査基準により、書類審査及び現地審査を行う。

(1) 書類審査

応募住宅について、書類による第 1 次審査を行う。

(2) 現地審査（外観及び内観審査）

第 1 次審査を通過した応募住宅について、現地において第 2 次審査を行う。

4 審査基準

(1) 次の基準により第 1 次審査を行う。①～⑤の計 50 点を満点とし、審査委員各自が採点して審査委員の集計総合点により順位付けを行う。同点の場合は審査委員の合議により順位付けを行う。

- ①木の良さが活かされているか 10 点
- ②施工技術に工夫が見られるか 10 点
- ③住みやすさはどうか 10 点
- ④デザインはどうか 10 点
- ⑤木質構造の新たな提案がなされているか 10 点

(2) 第 2 次審査は、第 1 次審査による上位 5 点を対象に行う。第 1 次審査結果を踏まえ、外観及び内観審査により審査委員各自が順位付けを行い、その順位を数値に置き換えその集計総合点により最終順位を決定する。

(3) 審査結果に基づき、最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点、優良賞 2 点を選定する。
なお、宮城県に最優秀賞に対する県知事賞の授与を依頼する。

附 則

この要領は、令和 4 年度の審査に適用する。